

公益社団法人埼玉県農林公社の分収林事業に関する外部有識者会議 議事録

日時：令和4年10月26日（水）

午前10時から正午

場所：埼玉教育会館201

（西野座長）

議事に入ります。

議題1は現状と課題です。これについて事務局から説明をお願いします。

（永留森づくり課長）

議題1「現状と課題」について説明。

（西野座長）

ありがとうございました。委員の先生からご意見あるいはご質問ございましたらお願いしたいのですがいかがでしょうか。

（馬橋委員）

分収林事業をやっていて、実際は、まだ伐採まで至っていない分収林が相当多くある。けれども伐採したら新たにそこは植えないと。このままでいくと、それが終われば何十年後かには、事業そのものがなくなるということになりますよね。植えていないんだからなくなりますよね。そういう認識でいいのかどうかということと、6ページのところにある償還費を県が助成する補助金を創設したということがどういうことなのかがよくわからなかった。それから今回分収林事業がテーマになっているけれども、実際は県の説明にもあったように公社としてはいろんな仕事も他にもやっていると思いますよね。それも含めた議論になっていくのかどうか。その辺を教えていただければと思っています。

（西野座長）

ありがとうございます。では、事務局の方から回答をお願いしますでしょうか。

（永留森づくり課長）

まず2番目のご質問からお答えします。償還費の補助金創設ということですが、獣害地、シカの食害等を受けて、成林する見込みがないというような場所については、所有者さんと交渉いたしまして、解約を進めているところでございます。森林を造成した資金は、公庫からお借りしているお金と、県から借りるお金と両方でやっているわけですがけれども、分収林契約を解約した場合は、借りた

分をその時点で公庫にお返ししなくちゃいけないという約束になっています。ただ、木を売ること
で収入を得ることになっておりますので、現段階では、公社に資金がないものですから、その点につ
いて県の方で補助しているという制度でございます。

公社の他の仕事についての議論になるのかという話でございますけれども、今回のこの会議の議論
は、基本的には分収林事業に限った議論と考えております。

伐った後どうするのかということでございますが、土地所有者さんの意向にもよりますが、仮にも
う一回植林したいという場合は、公社の分収林ではなく違う方法で植林する方法を取ることになると
考えております。例えば、森林組合さんが所有者さんから委託を受けて造林をする、といったことが
考えられます。以上です。

(馬橋委員)

私がお聞きしたのは、公社としての事業がなくなるのかどうかということ。分収林事業がもうな
くなるんじゃないですか、ということです。

(永留森づくり課長)

今のところ植林をしておりませんので、分収林事業としては、今持っている森林を伐ることが終わ
ってしまえば、終了になると考えているところです。

(西野座長)

馬橋先生よろしいでしょうか。

(馬橋委員)

はい。ありがとうございました。

(佐久間委員)

先ほどの償還費を県が補助する、補助金を創設するというので、キャッシュフローとしてはそう
いうことですが、獣害地の精査をして分収林を契約解除すると、その原価は損失として計上さ
れるはずですが、これをやってくると、主伐期がまだ離れていますが、この獣害地の面積との関係は今わ
からないですけれども、解約すると同時に、固定資産になっている分収林の原価が、損失に計上され
るということで、おそらくどこかで債務超過が発生すると思っています。どのくらいで債務超過が発
生することになるのでしょうか。基本的には、分収林だけで考えると、債務超過になる気がするの
ですけれども、公社全体だとならないのでしょうか。

(西村農業政策課長)

まさにご指摘の点はその通りでして、分収林を資産としてみても負債としてみても、やはり公社全
体の中で、すごく大きなボリュームになりますので、分収林の、まさにご指摘の要因で、債務超過の

状態が生じていくということは、予見できると考えております。ただ、いつそれが財務諸表上顕在化していくかというのが、正確には現時点では分かりません。それは、いつ実際に伐採が始まるかとか、どれくらい契約相手の方との交渉が成立して解約が進むのかといったことにもよってきます。

(西野座長)

佐久間先生、よろしいでしょうか。

(佐久間委員)

はい。結構です。

(西野座長)

私の方から2点ほど。今の会計上の問題は、公認会計士の先生がいらっしゃいますので専門家にお任せしたい部分もありますが、この6ページのところの、新規造林、平成30年度以降新植を中止したとあります。埼玉県の分収林はほとんどヒノキだと聞いていますが、群馬県では、平成2年度か3年度で、新植をやめています。私は、材価が下がっているのに何で平成2年まで新植したんだということを、ずいぶん指摘しました。埼玉県では、平成29年度まで新植をしてきたのはなぜなのか、ご説明いただきたいというのが一点目です。

(大澤森づく課副課長)

埼玉県の農林公社の方では、通常の立木の伐採分収方式で始めましたが、途中から純収益分収方式という形で、かかった費用をまず差し引いた上で、上がった収益を分収するという方式に変えております。その試算で、平成16年から試算をしていきますと、木材価格は下がっていきます。一方で獣害対策のかかり増しで経費が掛かってきます。それによって収支の均衡がいつ崩れるかというところを確認したところ、平成27年で収支が逆転するという形になりましたので、27年までは少なくとも純収益分収方式であれば、採算は取れていました。このままだと再逆転する見込みが少ないだろうということで、平成29年の行政報告に至ったというところでございます。

(西野座長)

ありがとうございます。

もう一点ですが、獣害等を精査し、108.7haを解約交渉の対象として、令和元年度は5.14haを解約したということでございます。この解約に応じてくださる所有者の方、逆に応じてくださらない所有者の方、そのあたりはどのような感じなのでしょう。

(鈴木農林公社森林局長)

獣害地で将来森林にならないと想定されている解約対象面積が全体で108.7haありますが、令和元年度に解約を1件実施した結果、県債務の返済が残るという問題が生じてしまったので現在は

1件だけ交渉を進めております。そこは既に、解約してよいとの返事をいただいております。今後県債務の問題が解決すれば、我々としては、解約をどんどん進めていきたいと考えております。

(西野座長)

はい、分かりました。ありがとうございます。

(馬橋委員)

解約された後は、実際はどうされてるんですか。

(大澤森づくり課副課長)

令和元年度に5.14ha、実際に1件解約した実績がございます。この獣害地に関して、先ほど課長の方からご説明しました6ページの③の環境林モデル整備事業によりまして、現地調査を行っております。植生、地質の専門家のコンサルに現地を見ていただいた結果、ここはスギ、ヒノキが売り物にはならないけれども盆栽状に残っている。そこに自生の広葉樹も生えてきて、手を付けなければ、今後針広混交状態になって土砂が流出したり崩れたりする恐れがないという診断をいただきましたので、経過観察ということにさせていただいています。そういった獣害地を他にも調査して、最終的にこの環境林マニュアルを、こういう場所では土留工が必要だとか、獣害防護柵が必要だとか、工法別のフローチャートとして今年度中に作る予定としておりますので、今後はそれにあてはめまして、山が崩れて公益的機能が損なわれないように管理をしていきたいと考えております。

(西野座長)

はい。ありがとうございます。

馬橋先生、よろしいでしょうか。

(馬橋委員)

はい。

(佐久間委員)

5ページの国・公庫への支援要請ですけれども、令和4年6月に知事から農林水産大臣に対して云々ということで、ここで公庫資金の任意繰上償還の弾力化などについて要望を行ったと書いてあります。これについて何か進展はあるのでしょうか。将来の話なのかもしれませんが。

(西村農業政策課長)

その後の進展という意味では、残念ながら国から何か前向きな反応があるといったことはございません。公庫資金の任意繰上償還の弾力化という要望事項上については。

(佐久間委員)

現状、任意償還できない状態が続いているということですね。

(西村農業政策課長)

はい。

(佐久間委員)

分かりました。

(西野座長)

ありがとうございます。

現状と課題の説明と質疑をこれで終わりにして、次に議題の2でございます。課題への対応策ということで、今後どのようにこの公社問題を考えていけばよいか、それにつきまして事務局の方からご説明をお願いいたします。

(永留森づくり課長)

議題2「課題への対応策」について、説明。

(西野座長)

はい。ありがとうございました。

議題の2、課題への対応策ということで、只今ご説明をいただきました。県の方でご検討いただき、新潟県の財務処理のあり方を、一つのモデルとされまして、埼玉県も、この新潟県方式を踏襲してやっていきたいということで、県の方でご理解をいただいていると、わたくしは理解しております。公社としては、県の寛大なる対応に、大変ありがたいと私自身思っております。それ以外に、森林経営の改善とか、この分収の解約・変更、これも一つ大事な大きな前提になるわけでありまして。これは本当に簡単に処理できるような問題ではなくて、県がこういう形で将来的なことを考えていきたいというように、結論を今のところ出していただいているという前提で、一つご議論いただきたいと思っております。

(馬橋委員)

まず解約をするということですが、実際、対象者が何人いて、今までに解約できたのが何人なのか、先ほどのお話だと、1件ありましてとかが出ているので、ヘクターは多いけれども数は少ないのかなという疑問が1つあります。もう1つは、補助金とか利子の免除みたいな話も出てくるんですけど、補助金を出すということは、そう簡単なことではない。まして、将来的に利益を生むものじゃないのに補助金を出すにはそれなりの理由があると思っておりますし、県としてもやっぱりそれは相当考えた上でなければ、場合によっては違法かもしれない。そういう点を考えると

き、今まで補助金とも出ていますけれども、例えば議会とか、補助金を出すということあるいは利子を免除することに対する抵抗、あるいは逆にすごく積極性があるのか、状況を一つ教えてもらいたいのと、「川中」や「川下」が何なのか教えていただければと。

(鈴木農林公社森林局長)

所有者数ではなく契約の件数でございますが、全体で1,441件でございます。獣害についての解約の実績は、これまでに1件でございます。

(馬橋委員)

件数がたくさんあるのか。

(鈴木農林公社森林局長)

62件が解約の候補になっております。

(馬橋委員)

候補になっているのはわかります。そうすると何件成立したのか。

(鈴木農林公社森林局長)

1件です。

(馬橋委員)

それは何年間で。

(鈴木農林公社森林局長)

これを行ったのは、令和元年度です。

(馬橋委員)

では、62件出したけど1件しかできない障害は何ですか。障害というか、1件しか成立できない理由。

(強瀬農林公社理事長)

さきほど、佐久間先生からもお話がありました、資料の6ページの②の矢印の2番目のところにあるように、解約をすると、公庫の償還金については県から補助金をいただいて返済できるので債務は減りますが、県からの借入金には債務として残ることになります。これでは解約を進めるほど公社の財務上負債が増えていくということになるので、公社としては財務的に厳しいところがあって、今解約

交渉自体を見合わせている状況です。その債務の問題の方向性が見えてくれば、全部をすぐにというのはなかなか難しいとは思いますが、解約交渉を進められると考えています。

(佐久間委員)

公庫に繰り上げ償還する場合の資金は、補助金を創設するとありますから、県は補助金を出すということではないですか。

(強瀬農林公社理事長)

公庫への償還金については補助金を手当てしていただいておりますが、借入金がすべて公庫のお金だけではなくて、森林整備に要した経費の財源には、県の借入金も入っているので、その県の借入金の分がまだ処理できない状況になっています。

(佐久間委員)

県の借入金は、補助金になるのか・・・。

(強瀬農林公社理事長)

その処理について、今回の「課題への対応策」のところで書いてあることが実現すればこの問題は解決しますが、今の段階だと分からないので、負債だけが残っているというような形になっていきます。

(佐久間委員)

その話は11ページに書いてありますけれども、最終的な債務超過が生じる場合は、将来県の支援により解消する、おそらく債権放棄といった話になってくると思っております。

(強瀬農林公社理事長)

今後の話になります。

(佐久間委員)

県の借入金は、償還しなければならないということなのですね。

(強瀬農林公社理事長)

現時点では、債務として残っているということです。

(馬橋委員)

解約するときは森を提供している人に対して払うものがあるんですか。金銭的なものは。

(鈴木農林公社森林局長)

ないです。

(馬橋委員)

何もないんですか。ただ結局うちの事情で、今やめているというわけですか。

(鈴木農林公社森林局長)

そうです。

(西野座長)

分収林は、この公社林の場合は解約すると同時にその中の負債が出てしまうという、含み損があるわけです。解約するとそれが表へ出てしまう。こういう構造があるんですね。それをこの公社債務の最終的な処理のところ、11ページののところでは、新潟県のこれに見習いながら、将来主伐をした段階での債務超過分、ここは県が補填しようという考え方のようですね。ですから、公社林というのはすごい仕組みになっていましてですね、本当に大変だと思います。

(馬橋委員)

何年前かも、会議をして解約しようと言ったが、その時はこの問題点は認識していなかった。実際動かなくなっている。そうすると今後、今回もし解約だとしても結局できないということにはならないか。

(西村農業政策課長)

解約を進めていくという方向性自体は、これまでも政策的に正しい方向だと考えて、平成29年の議会でも説明しましたし、その後の色々な方にご指導いただく中でも、そういう方向性でいいと思ってやってきました。しかし、具体的に作業として進めてみると、先ほど公社の方から説明のあったようなこともあり、実務として進めにくいところが出てきたということがあります。ですので、今回、11ページの3の②のような措置がとれば、これが公社にとっての安心材料になって、この解約という政策自体は、正しいことだと思いますので、これが進んでいくと考えているところです。

先ほどご質問いただいていた中で、まだお答えできていないところがいくつかあるかと思えます。補助金ですとか利子の免除ですとか、必要性とか将来の利益について、きちんと説明できるものなのかといったことかと思えます。議会に対しては、まだこの対応案について説明をしているわけではございません。ご指摘のとおり予算措置ですとか、議会を通るような政策手法をはらむものになる可能性があると思っております。それは予算を説明していくプロセスですとか、それに限らない丁寧なプロセスで議会に対して説明していきたいと思っております。

(馬橋委員)

実際に補助金が出ていることについて、それがスムーズに出ているのかどうか、議会で議論になったり、反対意見があったり、といったことはどうなのか、という流れを聞きたい。

(西村農業政策課長)

これまで措置してきている補助金については、議会の中で、特段反対を受けるようなこともなく認めていただけてきているところです。将来の利益についてですけれども、令和5年度以降、今から将来に向けてということで考えれば、今ただちに分収林にかけるお金をストップしてしまいますと、将来に得られる販売収入は0になってしまうと考えます。それよりは、森林施業に係るコストは最初の植える頃が一番かかるということもありまして、それは既に払ってきていますので、今後かけていくお金と将来期待できる収入だけを比較すれば、おおよそ森林については、0より大きい数になると見込んでおります。ですので、先ほどの長期収支のようなものをお目かけると、「どうなのかな」という感じがすると思いますが、今後、県の貸付なり補助なりをやっていく意味というのは、あると思っております。それは、収支の意味でもあると思えますし、あとは公益的機能を維持するために整備をしなければいけないという意味でもあると考えているところでございます。

また、「川中」・「川下」については、川中というのは一般的には製材業者とか、流通業者です。川下というのは工務店とか、消費者とか、そういったものです。

(馬橋委員)

そうですか。

(西野座長)

ありがとうございます。なかなか複雑な部分がございますけれども、今の収入の見込みのない分収林の108.7haにつきましては、今後解約を進めてもらうという理解でよろしいわけですね。

(西村農業政策課長)

はい。そのようにしたいと考えておりまして、それが進むような政策の状態に整理したいと考えております。

(西野座長)

はい。分かりました。後でお話ししたいと思いますけど、解約した後の森のあり方、山のあり方、先ほど公益的機能の話も出ていますので、そこもどのようにつなげるのか、後でお話できればと思っています。

(佐久間委員)

8ページの長期収支予測なんですが、45年間ということで、分収契約の最も遅いものの終期が令

和49年度ということで、ここまでくると全部契約が終わるということですね。この45年間、220億が支出超過だという話はわかるんですが、実際問題こういう計上がいきなりされるわけではなく、主伐が始まって、どの程度すると損失が出てくるという話だと思います。ですから、いきなりこの金額を出されても、タイミング的にどういった形で損失が出てくるかというのを見極めないと、11ページにある債務超過を解消するといった支援をすることができないと思います。

それと、会計的に言うと、主伐が決定した時点で、固定資産を棚卸資産に振り替えることになります。そうすると今まで固定資産を原価で計上していますから、棚卸資産の場合は時価で評価するという話になりますと、おそらくその時点で今まで潜在的に発生していた損失が実現するということになります。ですから、振り替えた段階で損失が一気に出てくるということです。どんどん年を重ねて主伐が決定していく段階で、どんどん損失が発生しているはずですよ。その辺のことを考えないと、45年後のことでゆっくりやればいいのかと見えそうですが、実はそうではなくて、早めに損失が発生してくるということだと思います。その辺を考えながらやっていただきたいと思います。

(西村農業政策課長)

まさにご指摘の通りだと思っております。新潟県の方針においても、今後何年後にどれくらい主伐が始まるのかということを意識しながら、その段階で顕在化してくる債務の状況に応じて対応していくということで、11ページの2の矢尻の1個目の最後の括弧書きに書いてありますように、新潟県においても具体的な対応は、今後見極めるということになっております。おそらく、何年にどのくらいの債務超過が発生して、それを具体的にどういう手法で支援するのかということ、今後詰めていくという意味だということに解釈しているところでございます。お示ししている叩き台に書いてある考え方も、それと同じような考え方だと整理しているところです。

もう一個の要素としては、9ページの①の矢尻の3つ目に、契約期間の延長ということを書いておまして、この交渉がどれくらい進展するかに応じて、令和49年というのが、更に後ろになる可能性もあります。それも1つの留意事項と考えています。ただ、それを置いておけば、1番最初の1ページの①の矢尻の5個目に書いてありますように、一般的に主伐に適した林齢というのは50年生以上でして、分収林の多くのボリュームがあるのは21から35年生ですので、15年後くらいに、実際に伐って、売って、債務が顕在化する。そしておっしゃる通り、伐る何年前には、財務諸表上の取扱いが変わって、評価が変わるということもございます。こういうことを考えれば、遠くない時期に債務の状況が顕在化してその具体的な対応が問われることになるかと考えております。そういったことも含めて、今回のご提案では、11ページの②の矢尻の最後の部分にありますように、具体的な手法は今後見極めるということでご提案をしているということでございます。

(西野座長)

ご説明ありがとうございます。佐久間先生、いかがですか。

(佐久間委員)

具体的な対応は今後見極めるとするのは、いつ見極めるのかよく分かりませんが、これはただ宣言しているだけで、ロードマップと言いますか、どういう形でどうやっていくのかは、やはり真剣に議論しておいた方がいいと思っております。

(西野座長)

次の段階として、具体的な実施計画の作成が必要なのかもしれません。そして、最終的な債務超過は県の支援により解消していくという話ですが、これは結局県民負担でございますので、県民の皆さんにご理解をいただく形を取っていかないといけない。まず一つは、佐久間先生ご指摘のように、このまま抽象論ではわからない。それを具体化した実施計画を、県と公社の方で、もう一段深いところで作っていただきやっていく。そういう中で県民の御理解をいただいていくということが必要なのかなという気がしました。佐久間先生いかがでしょうか。

(佐久間委員)

その通りです。

(西野座長)

馬橋先生いかがですか。

(馬橋委員)

やはり、説得力があるものが必要という感じがします。

(佐久間委員)

なるべくこの公益的機能をいかに県民の方にご理解していただくかということが非常に大事だと思います。

(西野座長)

全くその通りだと思います。この公益的機能も色々と我々の研究者の間でも議論がありますけれども、こういう分収林が県民に対して命や財産を守るという点で果たしている機能は、どんどん主張すべきだろうと思います。

県と公社の方で、こういう方向性で今考えているということですがけれども、具体的に私の方から意見を言わせていただきますと、森林経営の改善のところで具体的な話が出てきていまして、先ほど馬橋先生から川中川下のことが出ておりましたけれども、私の個人的な意見ですが、分収契約のキャパは減らしていかないといけないだろうと。減らすときには、どうやって減らしていくのか。収入が見込めない分収林について、もう既に仕分けができていくということですから、これをまず先行してやっていただくことが大事だろうと思われま。

今木材価格は、山元に関しましては非常に低迷している状況ですが、製材以下は非常に好調です。川上はだめで、川中川下は順調です。川上が素材生産のことでして、川中が製材、川下が住宅を建てる場所だということをお考えください。今、製材価格は非常に値上がりをして、ウッドショックを契機に上がったりしているわけですが、問題は山林所有者の手取りがほとんど伸びないということです。今立米あたり3千円前後で、最盛期は1万2千円、3千円をいったことがあったわけですが、この状況ですから、山林所有者にしてみれば、どうしようもない。公社林のみならず、私有林も手をつけられないというのが山林所有者の方々のお立場だろうと、私は理解しております。

そういう中で、49年先のことは分かりません。非常に木材価格がよくなっているかもしれませんが、ダメなのかもしれません。分かりませんが、埼玉県の特長として都市部にたくさん人がいる。埼玉県は700万人、群馬県の3倍以上いっしょり、これは大きなマーケットです。そのマーケットに向けて、川中川下との結びつきを強化するというのは、県民の理解を得ていく一つの方法として、非常に上質な県産材を、いかに県民の皆様にお使いいただくかという工夫が県の政策として非常に重要だと思います。

立木価格は市場に任せますと、当然今の市場価格になってしまうんですけども、農業も契約農業がありますように、林業も契約林業というものがあっていいと個人的には考えております。ですから、例えば、埼玉県の地場産業として、せっかくの秩父山地の豊富な森林資源、こういうものをうまく活用した産業形成を、考案・検討されてもいいと思っております。素材生産と加工というのは、一体的になったときに付加価値が出てくるわけです。そうすると、契約林業という考え方も決して不可能ではない。山元にお金を戻していくことも、決して不可能ではない。100%は無理だとしても、少しでも多くを山元に戻していこうということ。

これは市場に任せるとダメなのです。それは政策的にやらざるを得ません。やはり地域に課題なり問題があるからこそ政策的に対応する。市場に任せられないものについては、地域政策が必要だと思います。債務超過に対する県の支援は、一つの地域政策というように私は理解をしておりますが、最終的には県民負担でございますので、県民の皆さんに、より御理解を頂くために、埼玉県で生産された素材をうまく使って、それを県民の皆さんの身近なものにしていくということが、非常に重要ではなからうかと思っております。

今後より実行可能な実施計画を農林公社と県の方でお作りいただきながら、県民の皆様に対してご理解をいただく形を是非お願いしたいというのが1点目でございます。

それから、森林経営改善の2つ目に書いていますように、今森林管理制度がスタートしました。森林環境税もスタートしましたが、市町村にはほとんど人材がない。秩父地方では協議会ができたというのは、非常に素晴らしいと思っております。ただ市町村のレベルに立ちますと、どうすれば良いかわからない。都市部につきましても、森林環境譲与税をどうやって使えばいいか、使い道が分からない。

その使い道、利用の仕方について、さっきの契約林業の件もそうですが、山元にもお金を戻していく。山元にお金が戻っていくと、その次に県の負債も、本来出さなければいけないお金も、減少する可能性もあるわけです。そういう方向性で、700万人の市場をうまく生かす工夫について、県、公

社、それから経済界、産業界とともに取り組んでいただくようなことを積極的に考えていただきたい。

ただ、分収林の解約した後の山、所有者にとっては解約されても、どうしようもないという山について、森林経営管理制度につなげていくという方式はまだどこも考えていないと思います。ここを、森林環境税をうまく使いながら、つなげていくと同時に、農林公社の方では、山のことだけではなくて都市部にどうやって資源を活用していただくのかという、素材の利用、活用に関するコンサルティングをすることが非常に重要なんじゃないかと思っております。

こうやって、県民の皆さまの御理解をいただきながら、一方で県の負担を少しでも減らす姿勢が大事かなと思います。そうしていきませんと、債務超過は全部県が面倒見ますからということでは、県民の皆様が御理解がいただけないんじゃないかというようにも考えます。今回出していただきました今後の対応策については、大きな枠組みはこういう枠組みで、県の内部でご議論いただいて、こういう形で行こうと。県民負担になる話だということを忘れずにいただきたい。

森林経営の改善のところで、J-クレジットや搬出間伐で中間収入を得るということで、まだ先の話ですけれども、どんどんこういうことを具体的な計画としてお作りいただくということが重要だと思います。強瀬理事長様、県が最終的な方向性を今示しているわけですが、「公社としてもこのようにしていくんだ」というところにつきましてはご議論いただいているのでしょうか。

(強瀬農林公社理事長)

はい。当然分収林事業自体は、公社が取り組んできておりまして、これまでも経営改革プランや、平成29年の見直しもそうですけれども、県の指導あるいは支援に基づいて取り組んできているという状況でございます。分収林事業の実施主体でございますので、公社ができる限りの分収林経営の努力をしたうえで、なおかつ賄いきれない部分に初めて県からの支援がいただけるものと考えております。ですので、公社としても、できるだけ経営改善はしていきたいということで、ここに示されている搬出間伐についても、まだそれほど分収林自体が生育していないので、すぐというわけではありませんが、具体的に利益が得られるような搬出間伐の方法ですとか、また、契約変更も加速的に進めていかないと、間際になってくると変更契約が難しくなってくるので、なるべく早い段階から計画的に進めていくことが必要ですので、内部で具体的な要領を作って計画的に進めるということもやっております。今後も公社としてはできる限りの契約変更をしていくというつもりで考えております。

(西野座長)

はい。ありがとうございます。そういうご努力をいただきたいと思います。どうしてもこういうことになると、どうやって負債を減らすかというような発想になってきて、それは当然必要なことですが、もう一方で、森林経営の改善に出ていますように、前向きな話が4つ載っております。こういう前向きなところに取り組んでいただくことが非常に重要であろうと思います。理事長いかがですか。

(強瀬農林公社理事長)

はい。おっしゃる通りだと思います。ここに書いてあることは、我々も資料を見る中で当然そうだろうというように思っておりまして、取り組み始めているものもあります。また、これに限らず、今後分収林事業の経営改善につながるものについては、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

(西野座長)

ありがとうございます。この、県が債務超過に対する支援をしますというのは、そういうことができることが前提だと思うのですが、ここは県の小畑部長さんいかがでしょうか。県として、今後公社とともに具体的な構想なり計画を策定していただければと思っています。いかがでしょうか。

(小畑農林部長)

とにかくこのタイミングで、何か手を打って進めていかなければなりませんので、公社と県とで足並みをそろえて一緒にやっていく考えでおります。

(西野座長)

はい。是非よろしく願いいたします。馬橋先生、今こういう議論をしてきたわけですが、先生の方からご意見ございましたらお願いできますでしょうか。

(馬橋委員)

まず、解約していくということは、ある程度においては、それなりのお土産をつけなきゃいけないものだと思います。先ほど先生がおっしゃったような、何か新しい組織の方へつないであげるとか、ノウハウを教えてあげるとか、そういうものがないと、相手は乗ってこないと思います。だからそれは考えなければいけない。もう一つ、先ほど補助金について聞いていたのは、仮に執行部はいいといっても、県民はいろんなご主張があると思います。それを説得するためには、やはり収益の問題だけではなくて、例えば12ページにも水害の防止とか、これだけの価値があるんだと、こういうような説明が必要だと思います。12ページを見て、どれだけ貢献しているんだらうというのがよく分からない。説得するためには、その点についての役割をもうちょっと説明してもいいのかなという感じはします。

(西野座長)

ありがとうございます。森林の公益的機能については、埼玉県の方でももうすでにおやりになっていると思いますけど、県民の皆さんに広報等を通じて、森林というのはこういう役割をはたして、現実に裸地とそうでないところの違いなど、色々出していただきたいです。群馬県では県独自の森林環境税を10年前に導入致しました。その際に、森林環境教育をちゃんとやっていこうということで、小学生対象の、様々な森林環境教育を展開しているところなんです。小学生、県民の皆さんもたく

さんの方が参加してくれるようになりました。ですから、埼玉県におかれましても、広報をうまくお使いいただくと同時に、小学生、中学生に対して教育を通して、森林の大切さ、またその林業の現状を教えていただく。山に木がいっぱい植わっているものですから、林業というのは不況産業と誰も思っていないのです。小中高で今林業を教えていないものですから、わかっていません。ですから、県民に御理解をいただくことも非常に重要な側面かなと思います。佐久間先生いかがでしょうか。

(佐久間委員)

はい。1つは、森林経営管理制度につきまして、市町村に行ってそれに関わる事業収入を得るような形で収入を増やしていただきたいということ、契約期間の延長につきましては、延長の努力は必要なのですが、契約期間の延長というのは問題を先送りしているだけということが考えられますので、本当の解決にはならないと思っております。もう一つ、公益的機能につきましては非常に重要で、県民の皆様にご理解していただく努力は必要だと思いますし、公益的機能の評価額が低下してまいりますと、そこで減損が発生する可能性もありますので、なるべく公益的機能は維持して、評価が高い水準で県民の皆様にご理解していただけるよう環境整備をしていただきたいと思っております。

(西野座長)

はい。ありがとうございます。今佐久間先生からご指摘ありましたように、契約期間の延長は、問題の先延ばしにしか過ぎないと、私もそのように思います。だからこそ、計画なり構想が必要になります。延長した後どうするのか、例えば、満期にきた山から出た素材を何に使うのか、どういうように県民に提供していくのか、どんな考え方で進めていくのか。そこがやはり非常に重要だと思います。それが伴っていれば、契約期間の延長も、それなら意味があるという話になってくるわけで、単に延長だけでは、今佐久間先生のご指摘のとおりだと思います。ですから、是非延長に見合う公社林の今後のあり方をきちんと示すことが重要だと思います。公社林は、当初、木材の値段が高かったので、「満期が来たら収入を分けましょう」という発想になりましたが、今はそうではないわけです。値上がりするかもわかりませんが、それは誰も予測できない部分ですので、やはり契約期間の延長と同時に延長する意味はこういうことなんだ、ということをご示しいただくことも、私は重要かなというように思います。佐久間先生、いかがでございましょうか。

(佐久間委員)

はい。その通りでお願いしたいと思います。

(西野座長)

ありがとうございます。馬橋先生いかがでしょうか。

(馬橋委員)

結構でございます。ありがとうございます。

(西野座長)

はい。ありがとうございます。我々委員の方の議論は出尽くしたという気がしておりますが、県の
方から補足があればお願いできればと思います。いかがでしょうか。

(西村農業政策課長)

契約期間の延長の件について、ご指導いただきまして、ありがとうございます。今、延長をする交
渉をしている作業の中では、9ページの①の矢尻の3つ目にありますように、良い条件での木材販売
を目指すためという趣旨で、契約の相手方の皆様には御理解をいただいていますけれども、まさに今
ご指導いただいたとおり、きちんとした裏付けを持ってしっかりと説明できるようなものに、改めて
整理できるようにしたいという風に考えております。

(西野座長)

はい。よろしく願いいたします。より具体的な、まずは構想を立てていただいて、計画を立てて
いただいてという手順が必要という気がいたします。

あと、公社林の分布は、埼玉県秩父地域が多いのでしょうか。確認しそびれていましたが、公社
林の分布の多いところはどこですか。

(鈴木農林公社森林局長)

秩父地域で間違いありません。

(西野座長)

秩父ですか。ありがとうございます。埼玉県の北部の方は、高度経済成長期に人口が増えて、団地
がつくられていきましたが、今高齢化が一斉に進んで、これから大変な状況になることも出てくる予
測がされています。そういうことも含めながら、山の利用、山のあり方を考えていくべき時期ではな
いのかなと思います。

今日委員の先生達から出てきたお話としては、やはりもう少し今日説明のあった内容を具体的にわ
かるように示す必要があるということが課題として出たと思っています。今すぐというわけではあり
ませんが、県から出していただいている公社債務の最終的な処理のあり方、これを前提としながら検
討いただく。しかしこれは県民負担でございますので、県民の皆様にご理解を頂けるような、今後の
分収林の経営のあり方、それから、収穫まではまだ一番短いところでも20年ぐらいかかるといった
ところですが、将来どのように育成した資源を活用していくのか、そこの部分につきまして、より具
体的な計画をお作りいただく。このことが、森林経営の改善ということに、最終的には結びつくんだ
ろうと考えております。

森林経営の改善につきましては、非常に積極的で前向きな議論を県の方でいただいているようで
ので、先ほどご指摘のありました契約延長につきましても、問題の先送りではなくて、「こういうこ
とをするので契約延長する必要がある」というぐらいの立論が必要なんだろうと思います。そうしな

いと、県民の御理解が得られない。県民の負担になっていきますから。そこを、是非とも、もう少し深めていただくとありがたいと思っております。

今日は、第一回目ということで、いろいろ委員の先生からご意見を頂戴しました。県と公社におかれては、今日の先生方の御意見に留意いただきまして、今後、より県民の御理解を頂けるような形に、持って行っていただければ幸いという風に思っておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。